平成２８年（フ）第１０６号
兵庫県姫路市白浜町甲2145番地２　ロイヤルメゾンＢ―303
債務者　江村隆一郎
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９号
島根県益田市隅村町646番地５、前住所島根県益田市隅村町696番地２
債務者　尾崎　賢二
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第２０号
山口県下関市小月西の台７番17号　フレグランス東山　101号
債務者　カワムラコーポレーションこと　河村　治彦
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
山口県下関市川中豊町５丁目１番40号　アスリートⅢ　101号
債務者　金光　光雄
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
山口県下関市一の宮本町２丁目３番36号　小林アパートＢ棟　105号
債務者　中嶋　敏弘
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
愛媛県松山市平井町3621番地３　竹乃井第２ビル106号
債務者　髙石　　龍
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５６号
大分市東浜１丁目８番26号（ＰＲＯＵＤセカンドステージ401）
債務者　吉井　宏暢
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５４号
兵庫県川西市東畦野４丁目６番６号
債務者　木原　重和
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
北九州市門司区片上町12番29号
債務者　青木　孝夫
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１１４号
北九州市小倉北区大手町16番２―1208号
債務者　宮村　　侔
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４２号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目８番３―303号
債務者　須藤　礼子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５３号
北九州市戸畑区西鞘ケ谷町３番17―306号
債務者　犬童　智也
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３号
宮城県栗原市志波姫伊豆野町南側22番地
債務者　菅原　博文
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
宮城県大崎市古川大幡字原田46番地10、従前の住所宮城県大崎市古川清水沢字狩野24番地
債務者　渋谷　亮子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
兵庫県西宮市上ケ原四番町３番５―601号
債務者　苅田　由香（旧姓熊本）
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１５９号
兵庫県尼崎市元浜町５丁目73番地の３
債務者　中西　康貴
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係